

滋賀県淡水真珠振興計画（第3期）の素案について

1 計画の概要

- (1)「真珠の振興に関する法律」（平成28年法律第74号）に基づく県計画であり、国の基本方針に即して、県内真珠産業の振興を目的に定めるもの。
- (2)平成30年3月に第1期計画、令和3年3月に第2期計画を策定し、真珠振興にかかる試験研究などに取り組んできたところ、第2期計画期間の満了を迎えることから、第3期計画を策定するもの。

2 策定の考え方

- (1)第2期計画期間中には、ナマズを用いた母貝生産技術の普及や、稚貝の簡易な育成技術開発に取り組んだことにより、県内真珠産業の振興に寄与できた。一方で、一部の漁場ではアオコの発生など環境悪化による母貝生産不振がみられ、指標値としていた母貝生産数が目標数（令和7年度：63,000個）に達しない見込み。※（令和6年度実績：20,350個）
- (2)第3期計画においては、現計画で示した事項を引き継ぎつつ、養殖業者・加工業者・販売者等との意見交換を通して把握した課題や水産試験場等の研究成果、目指すべき本県の真珠産業の姿を念頭に改定していく。
- (3)第3期計画期間は、上位計画である「滋賀県農業・水産業基本計画」や、真珠産業に密接に関連する「滋賀県内水面漁業振興計画」に合わせ、令和8年度～令和12年度とする。

3 主な改定内容

- (1)真珠産業の振興を図るためには、真珠生産に供する母貝の安定的な確保が重要であることから、母貝供給体制の確立を盛り込んだ。
- (2)より高品質な真珠の生産を可能にする真珠母貝系統の作出に向けた研究開発推進を盛り込んだ。
- (3)需要の増進については、琵琶湖産淡水真珠と混同しやすい商品が市場に散見されることから、他産地で生産された淡水真珠との差別化を図ることとした。
- (4)真珠の生産には複数年の期間が必要なこと、漁場環境の変化により生産数が変動することから、目標とする指標を「単年度の母貝生産数」から、計画期間全体の成果を表せるよう「5か年の累積母貝生産数」に改めることとした。

4 策定スケジュール

令和7年10月	常任委員会へ計画素案説明
12月	常任委員会へ意見募集(パブコメ)について説明
令和8年1月	意見募集実施
3月	常任委員会へ意見募集結果および計画案の報告
3月末	計画策定・公表

※上記期間中に琵琶湖海区漁業調整委員会・滋賀県内水面漁場管理委員会への協議、関係者への意見照会を実施

滋賀県淡水真珠振興計画（第3期）の概要

I はじめに

1 計画策定の趣旨

- (1) 本県の真珠養殖業は、昭和5年に淡水真珠の養殖が成功したことに端を発し、努力と挑戦を重ね確立。
- (2) 現在、琵琶湖の淡水真珠は生産量が低迷した状況にあるが、その美しさや希少性からめぐみ豊かな琵琶湖を象徴するかけがえのない地域資源であり、本県の真珠産業を維持し次世代にその技術を継承していく必要。
- (3) 「真珠の振興に関する法律」の趣旨および国の基本方針に沿って、第2期計画期間の満了を迎えることから策定。

2 計画の期間

令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間

II 現状と課題

- 1 真珠養殖業の経営（生産額の低迷、経営体数の減少）
- 2 真珠母貝生産（母貝供給体制の消失、自家生産の不安定化）
- 3 漁場環境（アオコの発生）
- 4 真珠養殖業の担い手（施術ができる後継者の確保）



III 目指す姿【10年後】

琵琶湖の淡水真珠はめぐみ豊かな琵琶湖を象徴するかけがえのない地域資源であり、本県の淡水真珠産業が将来にわたり継承され、小さくともキラリと輝く地域産業として存在感を示しつつ、安定して営まれている姿を目指す。

IV 琵琶湖産淡水真珠養殖の振興に関する施策

1 真珠産業の振興のための施策に関する事項

- (1) 真珠生産者の経営の安定
- (2) 真珠母貝生産の安定化
- (3) 漁場の調査等状況の把握
- (4) 漁場の維持または改善
- (5) 研究開発の推進等
- (6) 人材の育成および確保



2 真珠の需要の促進のための施策に関する事項

- (1) 各事業者のニーズに応じたサポート
- (2) 淡水真珠に関する県民の理解と関心を高めるための取組を推進
- (3) 他産地で生産された淡水真珠との差別化



3 令和12年度(2030年度)の目標とする指標

指標	令和7年度(2025年度)現状	令和12年度(2030年度)目標
5か年の累積母貝生産数	150,484個 (令和3～7年)	179,000個 (令和8～12年)

滋賀県淡水真珠振興計画
(第3期)
【素案】

令和8年(2026年) 月
滋賀県

滋賀県淡水真珠振興計画（第3期）

I はじめに

1 計画策定の趣旨

本県の真珠養殖業は、昭和5年に琵琶湖固有種のイケチョウガイを利用した淡水真珠養殖が成功したことに端を発し、幾多の人々の挑戦と努力の積み重ねによって確立された。

現在、琵琶湖の淡水真珠は生産量が低迷した状況にあるが、その美しさや希少性から、めぐみ豊かな琵琶湖を象徴するかけがえのない地域資源であり、本県の淡水真珠産業を維持し、次世代にその技術を継承していく必要がある。

本計画は、「真珠の振興に関する法律」に基づき、淡水真珠振興に向けて、またSDGsの目標達成にも貢献すべく、県の取り組むべき施策を整理するものである。令和7年度で終期を迎えた第2期計画を基本としながら、養殖業者・加工業者・販売者等との意見交換を通して把握した課題や水産試験場等の研究成果、目指すべき本県の淡水真珠産業の姿を念頭に、上位計画である「滋賀県農業・水産業基本計画」、密接に関連する「滋賀県内水面漁業振興計画」および「琵琶湖保全再生施策に関する計画」との整合を図りながら定めるものである。

2 計画の期間

本計画は、令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間を計画期間とする。

II 琵琶湖産淡水真珠養殖の現状と課題

1 真珠養殖業の経営

琵琶湖産淡水真珠は、真珠母貝の外套膜に細胞のみを施術することで得られる無核真珠に加え、母貝に挿核する有核真珠の生産により、自然の力による多様な造形が特徴となり、国内はもとより中東、アジア、ヨーロッパで人気を博した。その生産量は昭和45年(1970年)に6,000kgを超え、昭和55年(1980年)には生産額が41億円に達し、隆盛を誇るに至った。

しかし、昭和60年(1985年)以降、真珠母貝の成長不良や生残率低下による生産の停滞に加え、外国産真珠の市場参入による競争の激化により、平成元年(1989年)には生産額が1億円を割り込み、平成15年(2003年)以降は生産量が10～40kgで推移し、令和5年(2023年)の生産量は15kgにとどまっている。また、真珠・真珠母貝養殖業の経営体数については、昭和43年(1968年)には93あったが、昭和50年(1975年)代半ば以降大きく減少し、令和5年(2023年)には5となっている(漁業センサス)。

2 真珠母貝生産

平成 18 年（2006 年）には、真珠母貝を供給してきた滋賀県真珠母貝養殖漁業協同組合の解散により真珠母貝を専門的に供給する体制が消失し、平成 29 年（2017 年）には滋賀県真珠養殖漁業協同組合の解散により真珠養殖業者で構成される団体が消失するなど、業界としてまとまった取組が困難となっている。滋賀県真珠母貝養殖漁業協同組合の解散後は、養殖業者自らが真珠母貝を生産し、真珠養殖に使用している。真珠母貝の生産には、その幼生を一時的に寄生させるヨシノボリなどの魚（宿主魚）が必要であるが、宿主魚が安定して入手できない課題があった。さらに、宿主魚から脱離した稚貝を秋まで陸上の飼育施設で管理する必要があった。

そこで、県では宿主魚として有用なナマズの生産技術を確立し、養殖業者が必要な時期にこれを提供することで、ナマズを用いた母貝生産技術の普及を図っている。さらに、脱離した稚貝の簡易な育成技術開発にも取り組み、漁場におけるコンテナ垂下式の育成手法により、秋までに養殖業者が求める殻長 2 cm を超えるサイズの稚貝を生産できるようになった。また、真珠の色や照りなどの点から優良な真珠母貝系統の作出に向けた新たな取り組みも始めている。

3 漁場環境

近年では、大量繁茂した水草の刈り取りや湖底耕耘などの漁場改善により、真珠母貝の成長に回復の兆しがみられるものの、漁場によってはアオコ発生により真珠母貝の成長や生産に支障が生じている。こうした環境においても稚貝を安定して生産できるよう、県では天然水域の水質に依存しない閉鎖循環式の稚貝育成手法の開発に取り組んでいる。

4 真珠養殖業の担い手

真珠産業を維持し、次世代に継承するためには、真珠の施術に熟練した技術者の育成が必要である。

Ⅲ 目指す姿（10 年後）

琵琶湖の淡水真珠はめぐみ豊かな琵琶湖を象徴するかけがえのない地域資源であり、本県の淡水真珠産業が将来にわたり継承され、小さくともキラリと輝く地域産業として存在感を示しつつ、安定して営まれている姿を目指す。

Ⅳ 琵琶湖産淡水真珠養殖の振興に関する計画

1 真珠産業の振興のための施策に関する事項

(1) 真珠生産者の経営の安定

- ・ 真珠養殖業者の経営の安定に資するため、本県の真珠養殖業者、真珠母貝養殖業者が意見交換できる場を設け、真珠生産の技術的かつ商業的な課題やニーズを把握し、各養殖業者のニーズに応じた支援や本県の淡水真珠養殖振興施策の構築に努める。
- ・ 真珠生産や真珠母貝生産の協業化による生産の効率化や安定化の促進を図る。

(2) 真珠母貝生産の安定化

- ・ 真珠母貝生産の安定化や省力化に関する技術開発を推進し、成果は速やかに普及させる。
- ・ 真珠母貝生産について、養殖業者への技術的なサポートを行うとともに、真珠生産の拡大に必要な母貝供給体制の確立や、母貝生産に必要なナマズの供給等により、真珠母貝生産の安定化を図る。

(3) 漁場の調査等状況の把握

- ・ 淡水真珠養殖業が天然水域に存する漁場において営まれていることから、真珠養殖漁場としての適性を評価するため、継続した漁場環境モニタリングを進めるとともに、新たな漁場の開拓等のための調査を推進する。

(4) 漁場の維持または改善

- ・ 真珠養殖および真珠母貝養殖の漁場の生産性を低下させる要因である水草の大量繁茂を防止するため、湖底耕耘や水草除去等の取組を推進する。

(5) 研究開発の推進等

- ・ 効率的な真珠母貝生産技術の開発と普及、より高品質な真珠の生産を可能にする真珠母貝系統の作出に向けた研究に取り組む。

(6) 人材の育成および確保

- ・ 淡水真珠および真珠母貝の生産に携わる担い手の確保が本県真珠産業の継承に欠かさないことから、新規就業者の確保や育成への支援に努める。
- ・ 淡水真珠生産技術の継承のため、マニュアル化や映像化など、技術の記録と蓄積に努める。

2 真珠の需要の増進のための施策に関する事項

- ・ 各事業者が琵琶湖産淡水真珠の知名度の向上に向け、加工販売の多様化、戦略的・積極的なPR、催事への出店、真珠の核入れ体験、貝殻の有効活用等の取組を実施していることを踏まえて、事業者の自主性を尊重しつつ、それぞれのニーズに応じたサポートに努める。

- ・琵琶湖産淡水真珠の魅力やその養殖技術など、淡水真珠に関する県民の理解と関心を高めるため、学校における出前講座、SNSの活用等の取組を推進する。
- ・琵琶湖産淡水真珠と混同しやすい商品が市場に散見されることから、他産地で生産された淡水真珠との差別化を図る。

3 令和12年度(2030年度)の目標とする指標

指標	令和7年度(2025年度)現状	令和12年度(2030年度)目標
5か年の累積母貝生産数	150,484個 (令和3～7年度)	179,000個 (令和8～12年度)

※真珠母貝生産から3年後以降に真珠の施術が可能となり、真珠は施術から3年後以降に収穫される。

※真珠1kgを生産するのに必要な真珠母貝数は1112個/kgとして指標値を算出。

【資料】淡水真珠の生産工程



【用語の説明】

稚貝：初夏に採苗後、秋まで飼育した当歳貝

母貝：漁場に垂下し、真珠生産に供するサイズまで育成する貝